

令和元年度甲賀市地域防災計画の修正案概要（第 1 回防災会議）

1. 甲賀市地域防災計画とは

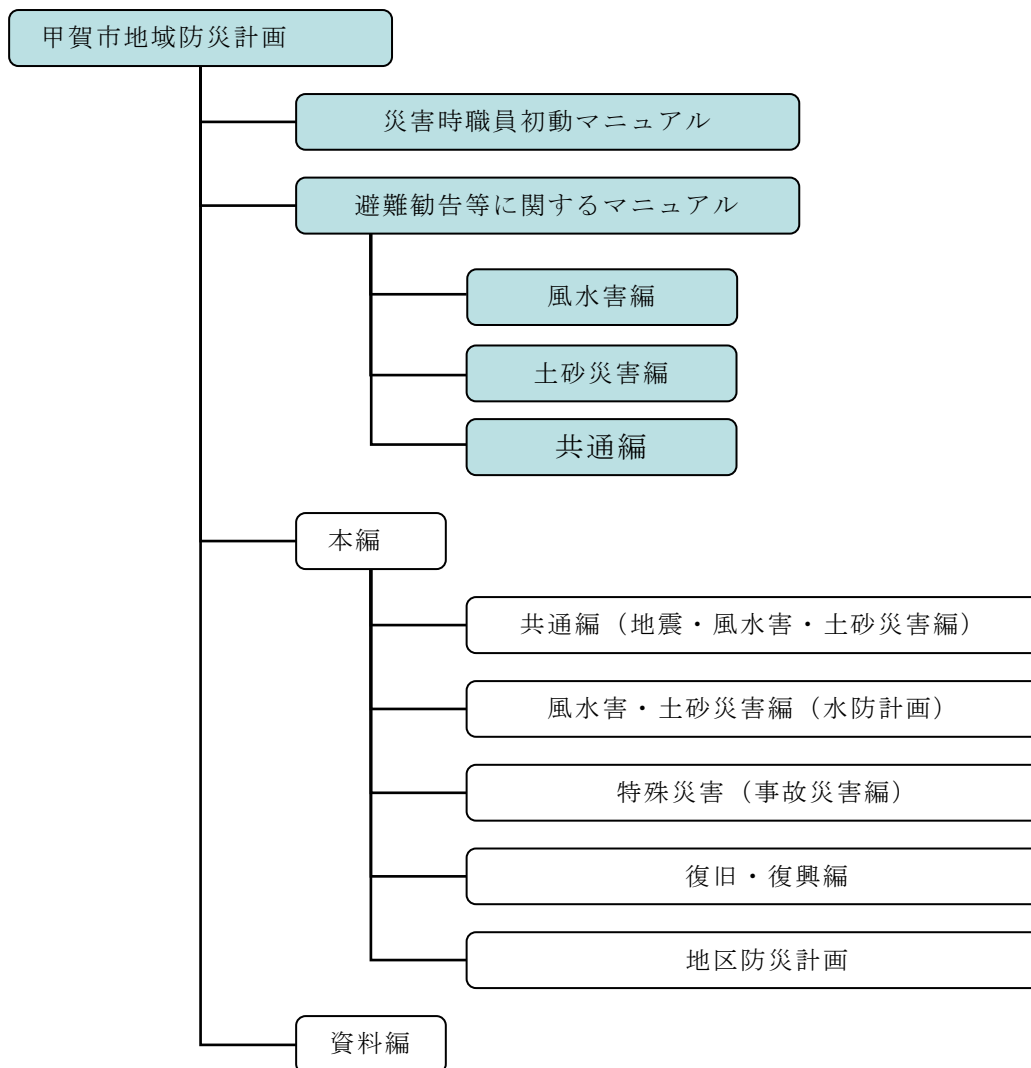
甲賀市では、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、甲賀市の各地域における災害に対する予防、応急対策及び復旧・復興等に関する事項を定めた「甲賀市地域防災計画」を策定している。

2. 計画修正の趣旨

今回の計画修正においては、平成 3 1 年 3 月に内閣府から示された「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）②（発令基準・防災体制編）」を反映し修正案を取りまとめた。

3. 甲賀市地域防災計画における今回の修正箇所

今回は下図の着色部分に係る追加修正等を実施した。



4. 主な修正内容

(1) 国や県による制度・基準等の改正

- ・避難勧告等に関するガイドラインの改正（平成31年3月）

住民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化。

【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】全員避難とし、避難のタイミングを明確化。命を守る行動のために有効な「災害が実際に発生している」との情報を、【警戒レベル5】災害発生として位置付ける。

(2) 市の機構や防災体制、現状の改正

- ・市の機構改革に合わせて災害対策本部体制や各対策班の事務分掌の変更
- ・災害協定の追加更新

(3) 誤記修正